

◎入札公告（電子調達）

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、一般競争入札について次のとおり公告する。

令和6年4月5日

茨城県知事 大井川 和彦

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
茨城県未収債権管理システム環境移行業務
- (2) 業務内容
茨城県未収債権管理システム環境移行業務委託仕様書による。
- (3) 納入場所
茨城県水戸市笠原町978-6 茨城県総務部行政経営課
- (4) 契約の期間
契約の日から令和6年6月30日まで

2 担当部局

〒310-8555
茨城県水戸市笠原町978番6
茨城県総務部行政経営課改革推進G（茨城県庁舎行政棟7階）
電話 029-301-2211
所属メールアドレス misai@pref.ibaraki.lg.jp

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項の規定に該当していない者であること。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定に基づく茨城県の入札参加資格の制限を受けていない者であること。
- (3) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく物品調達等競争入札参加資格を有する者であって、同要項第5条に規定する物品調達等競争入札参加有資格者名簿の大分類20（コンピュータ関連サービス）に登録されている者であること。ただし、茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づき破産手続開始の申立てをし、又は申立てがなされている者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てをし、若しくは申立てがなされている者でないこと。
- (6) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が、事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者

4 資料の提出、入札及び通知の方法

この調達は、資料の提出、入札及び通知等を電子調達システムにより行う対象案件である。

電子調達システム URL : <http://ebid2.cals-ibaraki.lg.jp/CALS/Accepter/index.jsp>

なお、電子調達システムにより難い者は、2の担当部局の承認を得て紙入札方式によることができる。紙入札方式によることの承諾を得ようとする者は、2の担当部局に紙入札（見積）方式参加承諾願を提出するものとする。

5 入札説明書及び契約書（案）の交付期間及び場所

(1) 期間

入札公告の日から令和6年4月16日（火）の午後5時15分まで。なお、紙による直接交付を希望する場合は2の担当部局あて事前に連絡を行うこととし、茨城県の休日を定める条例（平成元年茨城県条例第7号）に定める休日を除く、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に限る。

(2) 場所

茨城県総務部行政経営課内（茨城県庁舎行政棟7階）

6 入札説明書等に関する質問

(1) この入札に参加しようとする者（以下「競争入札参加者」という。）は、入札説明書、仕様書等に対する質問がある場合は、次のとおり質問すること。

ア 質問受付期間

入札公告の日から令和6年4月16日（火）午後5時までとし、これ以降に到達したものについては、回答しないので留意すること。

イ 質問受付先

2の担当部局に同じ。

ウ 方法

質問は電子調達システムの質問・回答機能により提出すること。ただし、紙入札による参加の場合は電子メールによる質問も認める。

(2) 質問に対する回答の期限及び方法は、次のとおりとする。

ア 期限

令和6年4月18日（木）午後5時まで

イ 方法

電子調達システムの質問・回答機能により回答する。ただし、紙入札により参加の場合は、電子メールにより回答する。また、回答内容は入札情報サービスにも掲載する。

入札情報サービス URL : <http://ppi2.cals-ibaraki.lg.jp/koukai/do/Accepter>

なお、質問に対する回答について追記及び訂正が生じた場合は、入札情報サービスの発注図書ファイルに随時追加を行う。

7 入札参加資格等の確認

(1) 入札者は、次のとおり電子調達システムを使用して電磁的記録をファイルに記録する方法、郵便又は持参により、一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）に3の（4）から（6）に係る申出書を添付して提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、電子契約サービスの利用を希望する場合は、電子契約用メールアドレス確認書を併せて提出すること。

ア 提出期限

令和6年4月19日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出する。ただし、3メガバイトを超える添付書類については郵送、持参又は電子メールによる提出を認める。

また、紙入札により参加する場合は、郵送、持参又は電子メールにより提出すること。

なお、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

ウ 提出先

2の担当部局に同じ。

エ 受付通知及び結果通知

- a 発注者は、電子調達システムにより確認申請書を受理した場合は、受付通知書を発行する。
 - b 発注者は、入札参加資格の有無について審査し、令和6年4月23日（火）午後5時までに、審査結果通知書を発行する。
- なお、参加資格が「不合格」の場合は、その理由を付する。

8 入札書の提出方法、開札場所等

(1) 競争入札参加者は、6（2）の「質問に対する回答」を必ず確認し、次のとおり入札書を提出すること。

ア 入札書の提出方法

茨城県電子調達運用基準に基づき、電子調達システムを使用して、入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を、電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行う。

また、紙入札による場合は、入札書に必要事項を記入の上封書又は電子メールにて、2の担当部局に提出すること。

なお、封書は封かんし、表には「入札書在中」と朱書き表記し、裏に開札日、入札に係る案件番号及び調達案件名、入札参加者の商号又は名称を表記するものとする。郵送の場合は簡易書留郵便とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（消費税等額抜き）を入札書に記載すること。入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申し込みがあったものとする。

イ 入札書の提出期間

電子調達システムによる提出の場合は、競争入札参加資格の確認を得た日から令和6年4月24日（水）午後5時までに電子調達システムのファイルへ記録すること。

なお、郵送又は持参の場合は、上記日時までに上記2の担当部局に必着のこと。

ウ 開札日時及び場所

a 日時

令和6年4月25日（木）午後5時

b 場所

茨城県総務部行政経営課内（茨城県庁舎行政棟7階）

エ 入札の辞退

競争入札参加者が入札を辞退する場合は、電子調達システムにより必ず辞退処理を行うこと。

また、紙入札による場合は、2の担当部局へ郵送、持参又は電子メールにより、開札日時までに到着するよう、辞退届を提出するものとする。

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札に参加を希望する者は、見積もる契約金額の100分の5以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第143条第2項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札について談合その他不正行為があったと認められるとき。
- (2) 入札参加資格がない者がした入札
- (3) 入札書に記載すべき事項の記録がない電磁的記録又は記録した事項が明らかでない電磁的記録による

入札

- (4) 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札（免除された者の入札を除く。）
- (5) 電報、電話又はファクシミリによる入札
- (6) 虚偽の確認申請書を提出した者がした入札
- (7) 電子証明書を不正に使用した入札
- (8) 指定の日時まで電子調達システムのファイルに記録されなかった入札
- (9) 紙入札において、記名押印を欠くとき。
- (10) 紙入札において、誤字又は脱字等により意思表示が不明確である入札を行ったとき。
- (11) 紙入札において、首標金額を訂正した入札を行ったとき。
- (12) 紙入札において、同一の入札に2通以上の入札を行ったとき。
- (13) 一般競争入札参加資格等確認通知書により入札参加資格があると認められた者であっても、資格確認の日から入札日までの間に指名停止措置を受けた者のした入札は、無効とする。
- (14) その他この公告に示す条件に反した者がした入札

11 落札者の決定方法等

- (1) 財務規則第146条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札となるべき価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに電子調達システムによる電子くじにより落札者を決定するものとする。
- (2) 落札者がいない場合は、再度入札を行うこととし、日程等については別に通知する。

12 再度入札等

- (1) 再度入札は、1回とする。
- (2) 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。
- (3) 再度入札を行っても落札者がいないときは、その入札における最低価格を入札した者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

13 契約書作成の要否 要

14 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) システム障害、天災が原因の停電等により入札・開札事務が処理できない場合は、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずるものとする。
なお、入札・開札の延期又は紙による入札書を使用して行う入札への移行の措置を講ずる場合は、電話、ファクシミリ、電子調達ホームページ等により必要な事項を連絡するものとする。
- (3) 競争入札参加者等は、入札後、この公告、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (4) 競争入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用は、すべて当該競争入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。